水質検査結果書

第 202604672-000-0 号 -1/1
令和08年09月25日

水道法第20条 国土交通大臣及び環境大臣登録機関第78号
ISO/IEC 17025:2017 認定試験所
株式会社 環境科学研究所
〒462-0006 名古屋市北区若鶴町152番地
TEL 052-902-4456(代) FAX 052-902-4601
検査責任者 大西 卓宏

木曽岬町役場 様

JWWA-GLP005
水道 GLP 認定

令和08年09月08日 に受付した検体について水道法により試験検査した成績は次の通りです。

検体種類	給水栓水	検体採取者	大橋		採取方法		出張採取		
採取年月日	令和08年09月08日	採取時間	10:46	天候	雨	気温	25.3 ℃	水温	28.5 ℃
採取場所	源緑排水機場								
その他 (参考事項)	残留塩素(遊離型): 0.44mg/l								

検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌	検出されず (1ml中)	1mlの集落数 ≦100	トリクロロ酢酸	0.008 mg/l	≦0.03 mg/l
大腸菌	陰性	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/l	≦0.03 mg/l
カドミウム及びその化合物	- mg/l	≦0.003 mg/l	ブロモホルム	<0.001 mg/l	≦0.09 mg/l
水銀及びその化合物	- mg/l	≦0.0005 mg/l	ホルムアルデヒド	<0.008 mg/l	≦0.08 mg/l
セレン及びその化合物	- mg/l	≦0.01 mg/l	亜鉛及びその化合物	- mg/l	≦1.0 mg/l
鉛及びその化合物	- mg/l	≦0.01 mg/l	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/l	≦0.2 mg/l
ヒ素及びその化合物	- mg/l	≦0.01 mg/l	鉄及びその化合物	- mg/l	≦0.3 mg/l
六価クロム化合物	- mg/l	≦0.02 mg/l	銅及びその化合物	- mg/l	≦1.0 mg/l
亜硝酸態窒素	- mg/l	≦0.04 mg/l	ナトリウム及びその化合物	- mg/l	≦200 mg/l
シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001 mg/l	≦0.01 mg/l	マンガン及びその化合物	- mg/l	≦0.05 mg/l
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	- mg/l	≦10 mg/l	塩化物イオン	5.9 mg/l	≦200 mg/l
フッ素及びその化合物	- mg/l	≦0.8 mg/l	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	- mg/l	≦300 mg/l
ホウ素及びその化合物	- mg/l	≦1.0 mg/l	蒸発残留物	- mg/l	≦500 mg/l
四塩化炭素	- mg/l	≦0.002 mg/l	陰イオン界面活性剤	- mg/l	≦0.2 mg/l
1,4-ジオキサン	- mg/l	≦0.05 mg/l	ジェオスミン	- mg/l	≦0.00001 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	- mg/l	≦0.04 mg/l	2-メチルイソボルネオール	- mg/l	≦0.00001 mg/l
ジクロロメタン	- mg/l	≦0.02 mg/l	非イオン界面活性剤	- mg/l	≦0.02 mg/l
テトラクロロエチレン	- mg/l	≦0.01 mg/l	フェノール類	- mg/l	フェノールとして ≦0.005 mg/l
トリクロロエチレン	- mg/l	≦0.01 mg/l	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	0.6 mg/l	≦3 mg/l
PFOS及びPFOA	- mg/l	≦0.00005 mg/l	pH値	7.3	5.8≦pH≦8.6
ベンゼン	- mg/l	≦0.01 mg/l	味	異常なし	異常でないこと
塩素酸	0.13 mg/l	≦0.6 mg/l	臭気	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	<0.002 mg/l	≦0.02 mg/l	色度	<0.5 度	≦5 度
クロロホルム	0.013 mg/l	≦0.06 mg/l	濁度	<0.1 度	≦2 度
ジクロロ酢酸	0.006 mg/l	≦0.03 mg/l			
ジブロモクロロメタン	<0.001 mg/l	≦0.1 mg/l			
臭素酸	<0.001 mg/l	≦0.01 mg/l			
総トリハロメタン	0.017 mg/l	≦0.1 mg/l			

判定及び備考	上記項目に依る検査結果は、水質基準に適する。
検査方法	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)。詳細は別紙(番号:2026040)による。
検査期間	令和08年09月08日 ～ 令和08年09月17日

「<」は各定量下限値を下回ることを、「-」は検査を実施していないことを示す。

当結果書を複製する場合は、当試験所の書面による承認を受けてください。

水質検査結果書

第 202604672-001-0 号 -1/1
令和08年09月25日

木曽岬町役場 様

水道法第20条 国土交通大臣及び環境大臣登録機関第78号
ISO/IEC 17025:2017 認定試験所
株式会社 環境科学研究所
〒462-0006 名古屋市北区若鶴町152番地
TEL 052-902-4456代 FAX 052-902-4601
検査責任者 大西 卓宏

JWWA-GLP005
水道 GLP 認定

令和08年09月08日 に受付した検体について水道法により試験検査した成績は次の通りです。

検体種類	給水栓水	検体採取者	大橋		採取方法		出張採取		
採取年月日	令和08年09月08日	採取時間	10:59	天候	雨	気温	25.3 ℃	水温	28.1 ℃
採取場所	新輪受水場								
その他 (参考事項)	残留塩素(遊離型): 0.41mg/l								

検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌	検出されず (1ml中)	1mlの集落数 ≦100	トリクロロ酢酸	0.012 mg/l	≦0.03 mg/l
大腸菌	陰性	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/l	≦0.03 mg/l
カドミウム及びその化合物	- mg/l	≦0.003 mg/l	ブロモホルム	<0.001 mg/l	≦0.09 mg/l
水銀及びその化合物	- mg/l	≦0.0005 mg/l	ホルムアルデヒド	<0.008 mg/l	≦0.08 mg/l
セレン及びその化合物	- mg/l	≦0.01 mg/l	亜鉛及びその化合物	- mg/l	≦1.0 mg/l
鉛及びその化合物	- mg/l	≦0.01 mg/l	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/l	≦0.2 mg/l
ヒ素及びその化合物	- mg/l	≦0.01 mg/l	鉄及びその化合物	- mg/l	≦0.3 mg/l
六価クロム化合物	- mg/l	≦0.02 mg/l	銅及びその化合物	- mg/l	≦1.0 mg/l
亜硝酸態窒素	- mg/l	≦0.04 mg/l	ナトリウム及びその化合物	- mg/l	≦200 mg/l
シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001 mg/l	≦0.01 mg/l	マンガン及びその化合物	- mg/l	≦0.05 mg/l
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	- mg/l	≦10 mg/l	塩化物イオン	5.7 mg/l	≦200 mg/l
フッ素及びその化合物	- mg/l	≦0.8 mg/l	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	- mg/l	≦300 mg/l
ホウ素及びその化合物	- mg/l	≦1.0 mg/l	蒸発残留物	- mg/l	≦500 mg/l
四塩化炭素	- mg/l	≦0.002 mg/l	陰イオン界面活性剤	- mg/l	≦0.2 mg/l
1,4-ジオキサン	- mg/l	≦0.05 mg/l	ジェオスミン	- mg/l	≦0.00001 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	- mg/l	≦0.04 mg/l	2-メチルイソボルネオール	- mg/l	≦0.00001 mg/l
ジクロロメタン	- mg/l	≦0.02 mg/l	非イオン界面活性剤	- mg/l	≦0.02 mg/l
テトラクロロエチレン	- mg/l	≦0.01 mg/l	フェノール類	- mg/l	フェノールとして ≦0.005 mg/l
トリクロロエチレン	- mg/l	≦0.01 mg/l	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	0.6 mg/l	≦3 mg/l
PFOS及びPFOA	- mg/l	≦0.00005 mg/l	pH値	7.3	5.8≦pH≦8.6
ベンゼン	- mg/l	≦0.01 mg/l	味	異常なし	異常でないこと
塩素酸	0.14 mg/l	≦0.6 mg/l	臭気	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	<0.002 mg/l	≦0.02 mg/l	色度	<0.5 度	≦5 度
クロロホルム	0.019 mg/l	≦0.06 mg/l	濁度	<0.1 度	≦2 度
ジクロロ酢酸	<0.003 mg/l	≦0.03 mg/l			
ジブロモクロロメタン	<0.001 mg/l	≦0.1 mg/l			
臭素酸	<0.001 mg/l	≦0.01 mg/l			
総トリハロメタン	0.023 mg/l	≦0.1 mg/l			

判定及び備考	上記項目に依る検査結果は、水質基準に適する。
検査方法	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)。詳細は別紙(番号:2026040)による。
検査期間	令和08年09月08日 ～ 令和08年09月17日

「<」は各定量下限値を下回ることを、「-」は検査を実施していないことを示す。

当結果書を複製する場合は、当試験所の書面による承認を受けてください。